

水俣市条例第 2 1 号

水俣市児童館設置条例

水俣市児童館設置条例（平成 1 7 年条例第 9 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に規定する児童厚生施設として、水俣市児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
水俣市こどもセンター	水俣市陣内二丁目 1 6 番 1 7 号

（事業）

第 3 条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 乳幼児支援及び保護者の子育て支援に関する事業
- （2） 児童に遊びの施設の提供等を行い、健全な遊びを通じて健康を増進し情操を豊かにする事業
- （3） 児童と地域及び多世代交流促進に関する事業
- （4） 前 3 号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

（所管）

第 4 条 児童館は、福祉環境部の所管とする。

（休館日）

第 5 条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日及び月曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- （3） 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日まで（前号に規定する日を除く。）
- （4） その他市長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第 6 条 児童館の開館時間は、午前 1 0 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項の開館時間を変更することができる。

（使用の許可）

第 7 条 児童館を使用する者が、別表に掲げる部屋を占用して使用しようとする

るときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 乳幼児は、保護者の同伴がなければ児童館を使用することができない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 児童館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- (2) 児童館の施設又は設備（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (3) その他使用させることが児童館の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第9条 第7条に規定する使用に関する児童館の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(運営委員会)

第10条 児童館活動の充実を図るため、水俣市児童館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者による管理)

第11条 児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により児童館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、児童館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

- 3 第1項の規定により、児童館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条及び第8条の規定中「市長」とあるのは、指定管理者と読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第7条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者に

された許可の申請とみなす。

- 5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第7条(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う管理の基準)

- 第12条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、児童館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務)

- 第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 児童館の使用の許可に関する業務
- (3) 児童館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が児童館の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

- 第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった児童館の施設及び設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(損害賠償)

- 第15条 故意又は過失により児童館の施設等を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務等)

- 第16条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、児童館の管理に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

- 第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条・第9条関係）

第3条に掲げる事業	使用できる部屋	使用料 （1時間 当たり）	冷暖房 使用料 （1時間 当たり）	備考
（1）乳幼児支援 及び保護者の子育て支援に関する事業 （2）児童に遊び の施設等を提供 し、健全な遊びを 通じて健康を増進 し情操を豊かにす る事業	つどいの広場	無料	無料	<small>ちゅう</small> 厨房は、（3）に 掲げる事業実施の ための機能である ため、（1）及び（2） の事業では、使用 できない。
	遊戯室			
	集会室			
（3）児童と地域 及び多世代交流促 進に関する事業 （4）前3号に定 めるもののほか、 市長が必要と認め る事業	集会室	210円	110円	
	遊戯室	310円	310円	
	<small>ちゅう</small> 厨房	260円		